## ○射水市少子化対策推進本部設置要綱

平成18年3月27日 訓令第9号 改正 平成19年3月23日訓令第2号 平成19年3月30日訓令第18号 平成20年4月1日訓令第16号 平成22年4月1日訓令第23号 平成24年3月29日訓令第1号 平成25年3月29日訓令第17号 平成25年10月1日訓令第25号

(設置)

第1条 射水市における少子化対策及び子ども・子育て支援に関する施策を地域の実情に応じて、総合的かつ効果的に推進するとともに、少子化の進展に伴う新たな課題に積極的に対応するため、射水市少子化対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。 (所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 少子化対策に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 少子化の進展に伴う新たな課題及び施策の検討に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第31条及び第43 条に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (4) 法第61条の規定に基づく射水市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び 当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (6) その他少子化対策及び子ども・子育て支援に関し必要な事項 (組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。(職務)

第4条 本部長は、推進本部の所掌事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。 (会議)
- 第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要に応じ、推進本部の会議に本部員以外の職員を出席させることができる。 (担当者会議)
- 第6条 推進本部に付すべき事項について協議し、庁内の意見調整を図るため、推進本部に 射水市少子化対策推進担当者会議(以下「担当者会議」という。)を設置する。
- 2 担当者会議の委員は、別表2に掲げる課に所属する職員の中から当該組織の長が指名する。
- 3 担当者会議は、子育て支援課長が主宰する。
- 4 前3項に定めるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 (庶務)
- 第7条 推進本部及び担当者会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成19年3月23日訓令第2号)
- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成19年3月30日訓令第18号)
- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成20年4月1日訓令第16号)
- この訓令は、公表の日から施行する。 附 則(平成22年4月1日訓令第23号)
- この訓令は、公表の日から施行する。
  - 附 則(平成24年3月29日訓令第1号)
- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成25年3月29日訓令第17号)
- この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日訓令第25号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## 別表1(第3条関係)

副市長、教育長、市長政策室長、行政管理部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業経済 部長、都市整備部長、市民病院事務局長、福祉保健部次長

## 別表2(第6条関係)

市長政策室	政策推進課
行政管理部	総務課
市民環境部	市民・保険課、生活安全課、環境課
福祉保健部	社会福祉課、子育て支援課、健康推進課
産業経済部	商工観光課
都市整備部	都市計画課、道路建設課、道路・河川管理課、建築住宅課
教育委員会	学校教育課、生涯学習・スポーツ課